

水巻町報

10月10日

第366号

毎月10日・25日
福岡県遠賀郡
水巻町発行



運動会

一生懸命走ったよ！

9月26日の日曜日、伊左座小学校の校庭では、水巻幼稚園・北・南保育園のチビっ子たちの運動会が開かれました。

かけっこや競走遊びなど、一生懸命頑張る園児たちに、応援にかけつけたお父さん、お母さんたちからおしめない拍手が送られました。

町の人口

(51年9月末現在)

人口 24,414

男 11,840

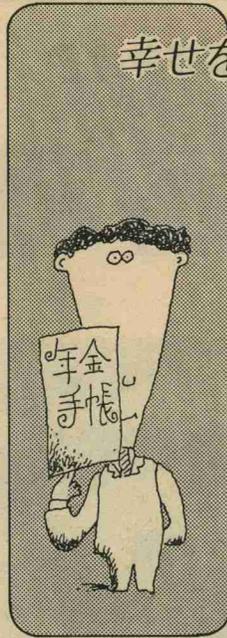
女 12,574

世帯数 7,263

幸せを願う 国民年金

国民年金は、老後の所得保障と、さらには一家の働き手が亡くなったり、加入者自身が障害者になったりした場合にも年金を支給して、幸せな生活ができるよう配慮しています。

20歳になったら国民年金に加入しましょう。国民年金は、政府の行う社会保障事業で、国民の幸せを願う制度です。



20歳から入る 国民年金

サラリーマンは 厚生年金

現在のわが国では、国民皆年金といつても、国民の誰もが、政府の行うどれかの年金制度に必ず加入するたてまになっている。そして、誰がどの年金制度に加入するかは、法律で定めているのです。

たとえば、会社や工場に勤める人は厚生年金に、官庁に勤める公務員は共済組合の年金に、船員の人は船員保険に、そして、これらの年金制度に入らない二十歳以上の人はすべて国民年金に加入することになっています。

店を継いだら 国民年金

ですから、最初会社に勤めていた人がその会社をやめて、親の個人商店を継いだような場合には、会社で入っていた厚生年金をぬけて、そのあとすぐに国民年金に加入しなければなりません。このような人は、一生を通じて年金を友とし、年金によって生活を守ってもらうことができるのです。

なるほど厚生年金などに入っていない二十歳以上の人はすべて国民年金に加入することになっている、といういましたが、例外として、

厚生年金などに入っている人の奥さんや昼間部の大学生は加入義務がありません。奥さんの場合はご主人の厚生年金の年金に、わずかですが奥さんの分が扶養加算されることになっています。

奥さんも 自分の年金を

しかし、それはごくわずかな額なので、奥さんや大学生が加入を希望すれば

簡単に国民年金に加入することができます。国民年金には、母子年金のようにほかの年金制度にはない主婦を保護する年金がありますので、厚生年金に加入している人の奥さんも随分たくさんの方が加入しています。このような奥さんもふくめて国民年金には、二十歳から五十九歳までの人の約半数が加入していて、厚生年金と並んでもっとも大きな年金制度となっています。

自分でする 加入手続き



手続きはここで

国民年金は、国営の年金制度ですが、その事務手続きはすべて加入者の住んでいる市町村役場を通して行われています。加入したり、やめたりしたときの届けやその他いろいろな届けのことから、保険料の納付、年金の請求のことまで何でも役場があつかっています。

届書のあて先は、都道府県知事

になっています。すべての手続きの窓口は市町村役場になっています。ですからわからないことは、役場の国民年金係におたずねください。

厚生年金は

なお、厚生年金の窓口は、市町村役場ではなく、都道府県内にいる社会保険事務所となっています。

もし会社をやめたら

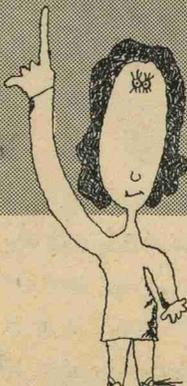
しかし、会社をやめたときは、会社で厚生年金をぬける手続きをしてくれませんが、国民年金の加入の手続きまではしてくれませんが、国民年金に加入する手続きは自分で市町村役場にしなければなりません。

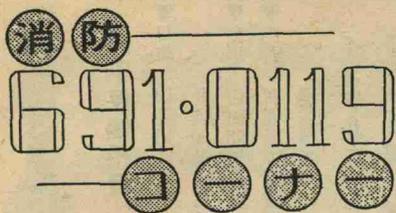
厚生年金に加入している人もこのことを知っておいてください。手続きは早目にすませましょう。

こんなときは

- 満20歳になったときや会社などをやめて厚生年金をぬけたとき.....資格取得の届
- サラリーマンの奥さんなどが希望で加入するとき.....資格取得の申出書
- 会社などに勤めて厚生年金に加入したとき.....資格喪失の届
- 希望して加入した人が、ついでやめたいとき.....資格喪失の申出書
- 住所や氏名が変わったとき.....住所(氏名)変更の届
- 生活扶助をうけるようになったとき.....保険料納付免除の該当の届
- 生活が苦しくて保険料を納められないとき.....保険料納付免除の申請書
- 年金や一時金をうけようとするとき.....給付金裁定の請求書

こんな届書を





家庭の防火管理

いざというときのために、家族が一致協力して火事に対処できるように、家族全員が集まって、火元の管理や消火、通報、避難などの役割りの分担を決めておくことが大切です。そして、その計画どおりにそれぞれの役割りが行えるかどうか実際に練習してみましょう。

役割りの分担の例

- 1 外出時や就寝前の火元の点検は、ママがしましょう。
- 2 万一、火事になったときの消火はパパがしましょう。
- 3 消防署への電話通報は、おちついてはっきりと、ボクかワタシがしましょう。
- 4 通報が終われば、ボクかワタシが近所の人に知らせて廻り、家の中には入らないようにしましょう。
- 5 お年寄りや小さい子どもの誘導はママがしましょう。
- 6 お年寄りや子どもは避難しやすい部屋にやすませましょう。
- 7 玄関や廊下、勝手口・通路などには日頃から、物を置かないようにしましょう。

この恵まれない子どもたちへ、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

里親を求める運動

10月1日～10月31日

県では、家庭的環境に恵まれない不幸な児童を篤志家に預け、その暖い愛情と家庭的雰囲気の中で健全に育てるため、十月一日から一ヶ月間、里親を求める運動を行っています。

折尾交通安全協会

10月15・18日、19時～21時

折尾交通安全協会では次の日程で法令講習会を行います。ふるって参加ください。
日時と場所
▼日時と場所
頃末小講堂

法令講習会

町内で火災が続発 火の元には十分気をつけて

町内からの通報は

691・0119

町内の各地で火災が相次いで発生しています。九月中に連続して四件の火災が発生、九月二十三日の吉田本村の火災では、必死の消火活動にもかかわらず老人一人が死亡し、一人が負傷するという大きな惨事となりました。

①、出かける前、またおやすみ前には火の元をもう一度点検しましょう。

②、寝たばこや、たばこの投げ捨

予防接種法の改正

以前愛知県において、予防接種の死亡事故が起き、昨年度は厚生省の指示により、生ワクチンだけが実施された他の予防接種は中止になっていましたが、今年度の国会で予防接種法が改正となりましたのでお知らせします。

▼定期予防接種 シフテリア、百

予防接種法施行令

疾病名	旧法	新法	実施要領
ジフテリア	1期 生後3ヶ月から 生後6ヶ月	1期 生後3ヶ月から 生後72ヶ月	生後3ヶ月から48ヶ月が望ましい 2期 12歳に達する月の属する年度
	2期 1期後12ヶ月から 18ヶ月	2期 1期後12ヶ月から 18ヶ月	
	3期 小学校入学前 6ヶ月以内	3期 12歳に達する日の属する年度	
	4期 小学校卒業前 6ヶ月以内		
百日ぜき	1期 生後3ヶ月から 生後6ヶ月	1期 生後3ヶ月から 生後48ヶ月	生後3ヶ月から48ヶ月が望ましい 2期 12歳に達する月の属する年度
	2期 1期後12ヶ月から 18ヶ月	2期 1期後12ヶ月から 48ヶ月	
急性灰白髄炎	生後3ヶ月から 生後18ヶ月	生後3ヶ月から 生後48ヶ月	生後3ヶ月から18ヶ月が望ましい

日ぜき、急性灰白髄炎(生ワクチン)
これまで種痘も定期予防接種に入っていました。法の改正により緊急時の臨時予防接種と

なりました。
なお、予防接種についての問い合わせは、町衛生係に連絡ください。

10月1日から
みんなで赤い羽根
共同募金

母子保健相談

▼日時 10月15日

9時30分～11時30分

▼会場 吉田団地公民館

▼内容 育児及び家族計画相談指導(身長・体重測定)

インフルエンザ 予防接種

▼対象者 満3歳以上全員、一週
間から二週間の間隔で2回接種
(3歳未満児は医師に相談して
受けてください。)

▼実施期間と場所 10月25日～11
月30日、町内各医院の診療時間
内。

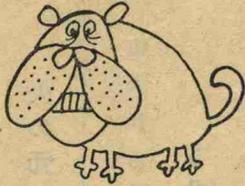
▼料金(一回につき)

15歳未満 310円(240円

16歳以上 500円(360円

()内のワクチン代は町で負
担します。ただし、次に該当する
人は無料になります。

狂犬病予防注射



町では昭和51年度の畜犬登録及、
第2回(秋期)狂犬病予防注射を次
のとおり行います。生後3ヶ月以上
になる犬を飼っているかたは、もよ
りの実施場所で予防注射を受けさせ
てください。

なお、不用犬は遠賀保健所衛生課
に連絡して引き取ってもらうようお
願います。

▶料金 890円登録料300円、注射代
590円)

▶日時と実施場所

- 10月18日
 - 午前 水巻町町民会館
 - 午後 古賀区公民館(61棟)
 - 10月19日
 - 午前 高松区労務横
 - 午後 下二町住公民館
 - 10月20日
 - 午前 二町住公民館
 - 午後 吉田ノ三公民館
 - 10月21日
 - 午前 吉田ノ二公民館
 - 午後 樋口公民館
 - 10月22日
 - 午前 猪熊町住公民館
 - 午後 机社宅公民館
- ただし、午前の部は10時から11時
30分まで、午後の部は13時30分から
15時まで。また、この日程にもれた
犬は、11月8日、10時から12時まで
町民会館で実施します。

お知らせ

①生活保護世帯、②均等割、非
課税世帯、③国民健康保険加入世
帯、④小・中学校、保育園、幼稚
園の児童・生徒

問診票を10月20日から役場衛生
係で発行しますので、とりに来て
ください。ただし、一般有料のか
たは、各医院に問診票をおいてい
ますので直接受けられるようお願
いします。

成人病教室

▼日時 10月14日
12時30分～14時30分

受付と血圧測定

講演 12時30分～13時

会場 町民会館日本間

▼内容 講演(糖尿病の正しい治
療について、講師、佐藤八郎氏)

また、糖尿病の食事療法の指導を
次の日程で行います。

▼日時 10月20日
13時30分～15時30分

薬と健康の週間

10月17日～23日

私たちの病気の治療や健康の維
持のために、現在では、薬はもつ
とも必要で欠かせないものとなっ
ています。しかし、その使用方法
を誤るとかえって体に害を及ぼす
こともあります。

このような薬の性質をよく理解
し、正しい使い方を心掛けるよう
お願いします。

また、十月十七日から一週間、
薬と健康の週間が始ります。この
期間中には、八幡西区保健所でも
薬と健康についての相談を受けま
すのでご利用ください。

行政相談

行政管理局は、国が行なってい

▼日時と場所

八幡西区保健所

10月21日、10時～16時

▼日時 10月16日、11時～15時

気軽に相談ください。

▼会場 遠賀保健所栄養指導室

▼内容 糖尿病と食生活について
講話、食事調理実習

町教育委員会では十月十日の
体育の日に、壮年ソフトボール
大会と婦人レクリエ
ーションバレーボー
ル大会を開きます。

とかく運動不足に
なりがちな生活から
抜け出し、あなたも
この日一日、スポー
ツで汗を流してみま
せんか。

10月10日
体育の日に

「壮年ソフト」
婦人レク・バレー

▼場所 町民会館日本間
▼行政相談員
水巻町頃末 武尾友敏氏

をはかることを目的として行わ
れているものです。
皆さんの積極的な
参加をおすすめしま
す。

▼日時 10月10日、
9時開会

▼種目と会場
・壮年ソフトボール
水巻中グラウンド、
伊左座小グラウンド
・婦人レクバレー水
巻中体育館、青少年体育センタ

日曜在宅医

- 10月10日 坂口医院 婦人科 頃末 691・2943
- 17日 楠本医院 内・児科 大膳橋 093・24・0385
- 24日 村田医院 内・児科 頃末 691・0745
- 31日 永松医院 耳鼻科 頃末 691・0386

診察時間は9時～17時、原則として住診はしません。